

## 食鳥処理施設の高病原性鳥インフルエンザ防疫対策

丹後家畜保健衛生所  
田中義信 岩田幸義

### 1 はじめに

「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」の全部改正（平成 27 年 9 月 9 日農林水産省消費安全局通知）により食鳥処理施設における高病原性鳥インフルエンザ対応が改正され、防疫指針の留意事項 30 に、食鳥処理施設内の生鳥区域の消毒及び防疫措置は家畜保健衛生所が担い、生鳥区域外の食鳥処理施設内の消毒は保健所が担うことになった。あわせて「食鳥検査における高病原性鳥インフルエンザ・スクリーニング検査の実施について」の一部改正（平成 27 年 9 月 9 日厚生労働省医薬食品局通知）によりスクリーニング検査陽性時には食鳥検査員は保健所と家畜保健衛生所の両方同時に通報し確定検査は家保が実施することになった。

一方、平成 27 年改正以降、異常鶏が発見された農場から食鳥処理施設へ鶏が搬入された事例が 3 件あり、いずれも同一県内で食鳥処理施設までの搬入距離が 20km 未満であった（図 1）。

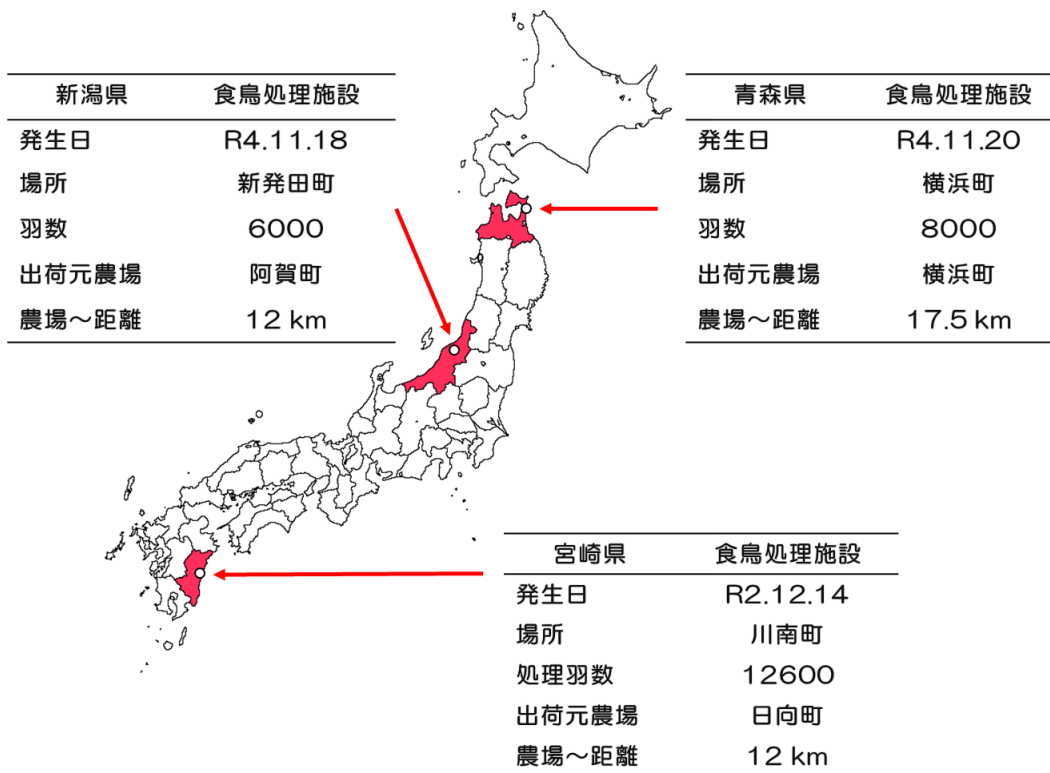


図 1 H27 改正以降の食鳥処理施設への高病原性鳥インフルエンザ対応事例

但馬地域はブロイラー発祥の地であり、隣接する丹後地域も肉用鶏生産がかつては盛んな地域であった。50年前には丹後地域で34戸12万7千羽飼養されていた（図2）。その情勢の中、丹後地域に食鳥処理施設が1966年に設立され、現在も運営されている。現在、搬入元農場のほとんどは但馬地域を含める兵庫県で占め、鳥取県その他、丹後地域は2農場のみとなっている。

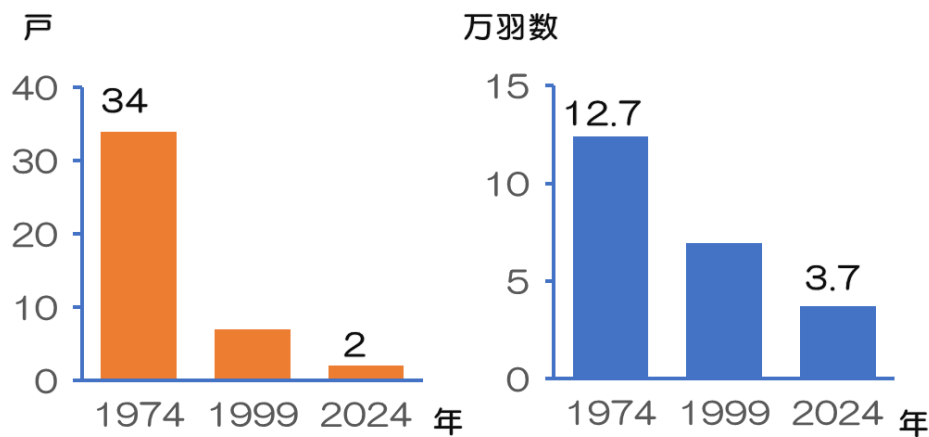


図2 丹後地域の肉用鶏に係る情勢

近隣の搬入元農場が減少していく中で食鳥処理施設への搬入元農場は広域化し、現在、兵庫県29戸、鳥取県4戸、丹後2戸、他府内2戸の農場から搬入している（図3）。搬入される鶏の9割は他県からという状態であり、直線距離でも80kmを超える農場が複数ある。



図3 食鳥処理施設への搬入元農場が広域化

丹後地域では食鳥処理施設に、鳥取県の農場から夜半に搬入され、翌朝に食鳥検査員が多数の死亡鶏を確認し、簡易検査を実施した上で、保健所に続いて家保へ連絡した事例があった。当所は全員を招集し、家畜防疫員を2名現地に派遣、改めて簡易検査を実施し陰性を確認した。この事例から食鳥処理施設における高病原性鳥インフルエンザ防疫対策の強化が必要であると考えた。

## 2 取組内容

そこで、食鳥処理施設において防疫対策の取り組みを開始した。当該食鳥処理施設は9割が府外農場からの搬入であり、搬入元農場で異常鶏が発見された時点で出荷鶏がすでに搬入されている場合と異常鶏そのものが搬入される場合の2つのリスクがある。強化メンバーを組み、そのリスクの評価とリスクに対応するため、メンバーの役割分担、防疫対応シミュレーションを行い机上と実地の防疫演習を実施した上で検証を行った。

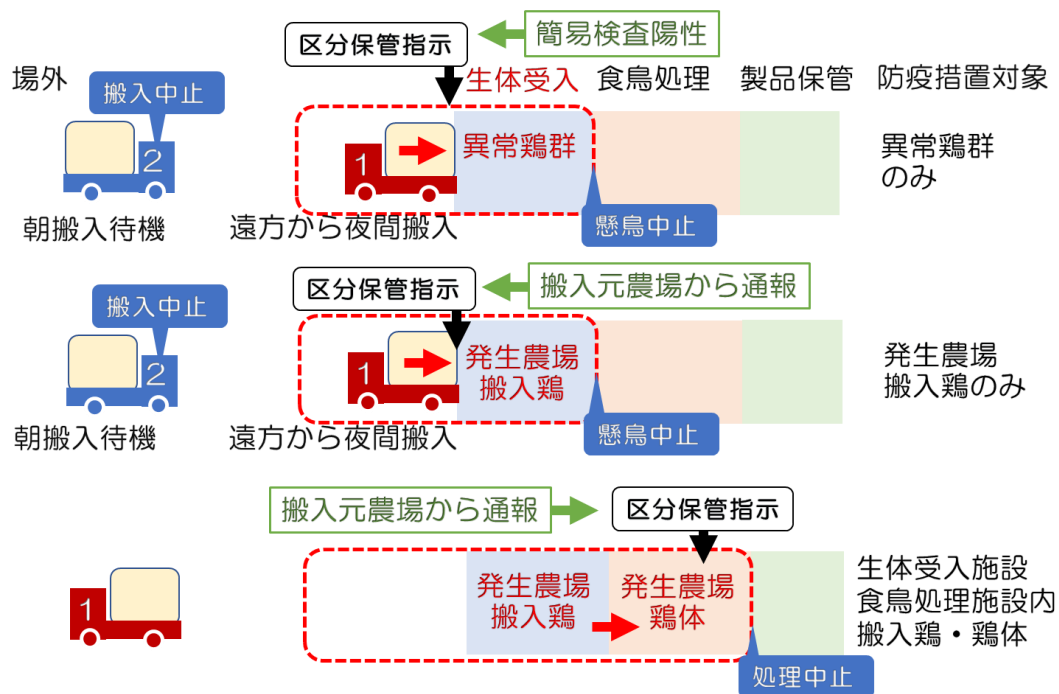


図4 搬入鶏の食鳥処理施設内での区分保管状況と防疫措置の範囲

食鳥処理施設におけるリスク評価は搬入鶏の区分保管状況により防疫措置範囲が大きく異なり、いくつかのパターンがある(図4)。1つは搬入時に異常鶏が発見され、即時簡易検査が実施されるパターンでは、次の搬入が中止され、懸鳥中止指示され食鳥処理が止まるので、主要な防疫措置範囲は生

体受入施設と生体受入施設の鶏となる。もう一つは鶏が搬入されて以降、搬入元農場が異常鶏を発見し、出荷元農場から食鳥処理施設へ通報があるパターンである。この通報のタイミングが遅くなるほど搬入鶏の処理が進み、食鳥処理や製品区域まで汚染鶏体・鶏肉が入ると防疫措置の範囲が広がる。そのため、防疫措置範囲を可能な限り最小限に留められるよう強化メンバーが協力し対応する必要がある。

食鳥処理施設の防疫対策における強化メンバーの役割分担としては、食鳥処理施設は平時から衛生管理を徹底し、防疫対策に協力する。食鳥検査員は異常鶏を発見した場合、簡易検査を実施し、早期通報に努める。保健所は生鳥区域外の防疫対策を担い、食鳥処理法第20条の指示を行う。広域振興局は現地対策本部等の危機管理を実施し、関係機関間の連絡調整を担う。当所は生鳥区域の防疫対策を担い、留意事項11の3を指示する。

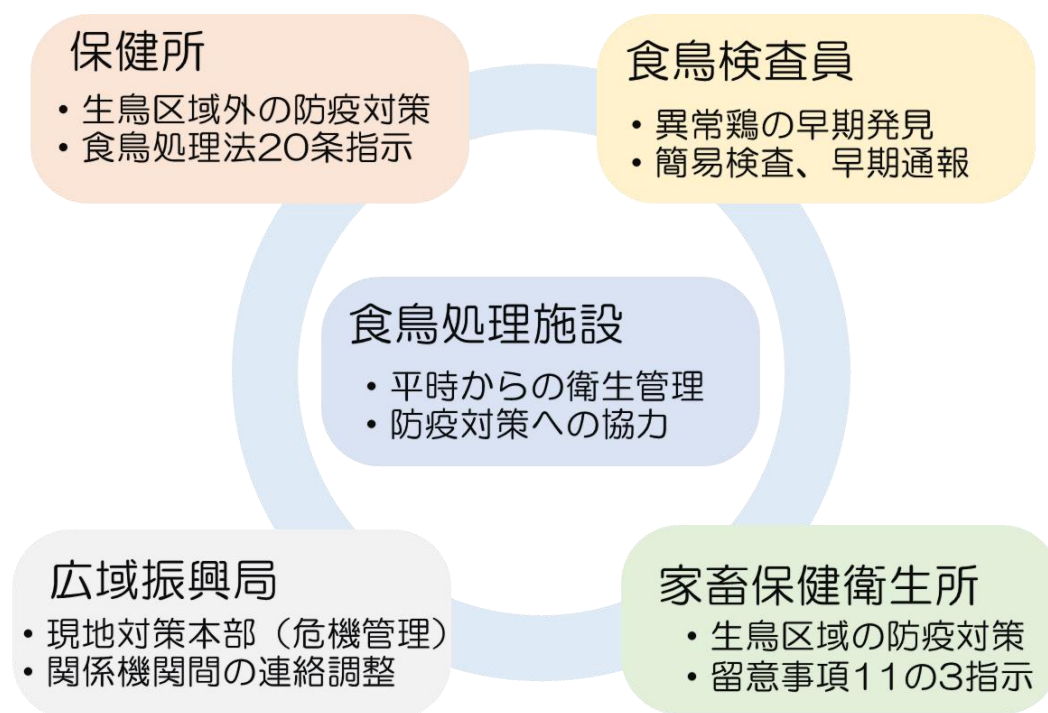


図5 食鳥処理施設の防疫対策における役割分担

リスク評価及び対応する役割分担を行った上で丹後地域の全ての関係者、関係機関を参集し、令和5年9月28日に机上防疫演習を行った。出席者は鳥処理施設、食鳥検査員、管内4市町、管内2警察署、家畜畜産物衛生指導協会、丹後広域振興局、丹後家畜保健衛生所より33名で実施した

机上防疫演習では関係者、関係機関の時系列の役割分担を明確化した。食鳥処理施設で異常鶏が確認された場合、まず、食鳥検査員がスクリーニング

検査を実施し、その旨、保健所と当所へ通報、直ちに保健所と当所は現地に入り、必要な指示と初動防疫を講じる。広域振興局は地域危機管理体制のもと、様々な初動防疫の準備にとりかかる（表1）。

表1 関係者・関係機関の時系列別役割分担

時間	食鳥検査員	食鳥処理施設	保健所	家保	広域振興局			
					地域連携振興部	保健福祉部	農林商工部	建設部
8:00	異常家きん確認 区分保管							
8:30	スクリーニング検査陽性→通報	出荷者・搬入者へ連絡	→生活衛生課	→畜産課 留意事項11の3指示	各部所連絡			
9:30		作業及び出荷停止	緊急立入 食鳥検査法第20条措置指示	緊急立入 採材搬送	各部所連絡		スターターチーム班始動	車両消毒ポイント班始動
10:30				周辺農場対応準備	連絡会議	現地对策基地及び前線基地設置準備 動員準備	資材準備積載搬送 初動防疫措置	車両消毒設備準備 車両消毒資材基地へ搬入
13:30				中丹家保へ材料搬入 PCR検査へ		現地对策基地&前線基地設置完了	初動防疫措置完了	車両消毒ポイント設置完了

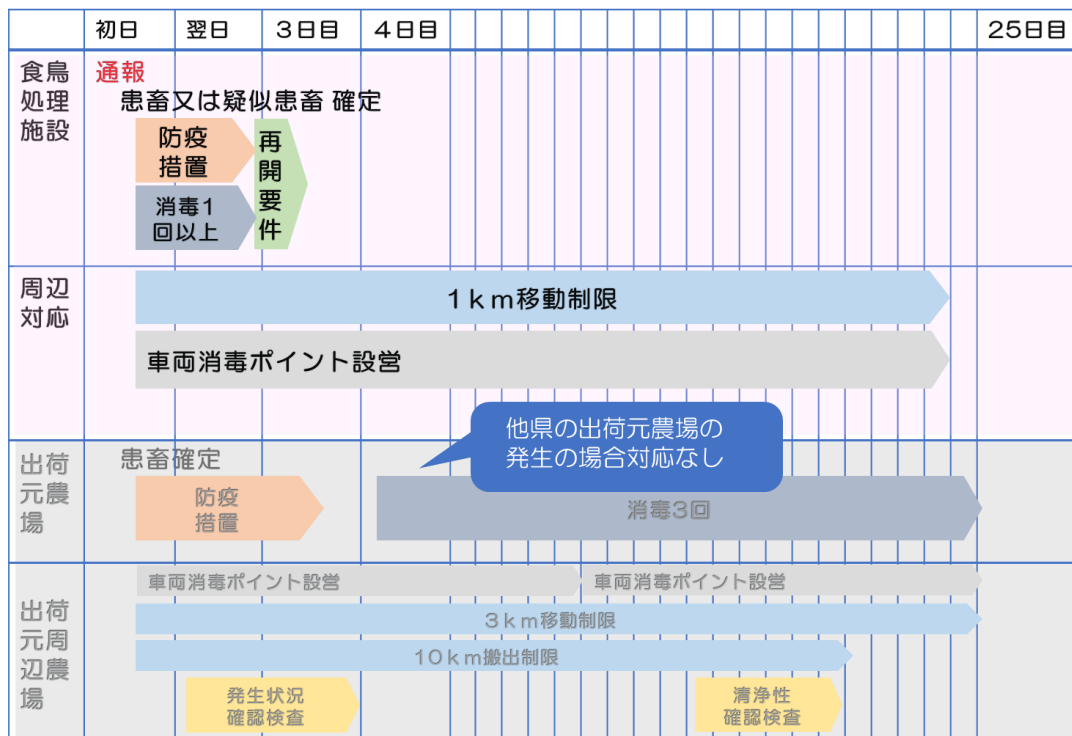


図6 食鳥処理施設における防疫措置の工程

食鳥処理施設における防疫措置の工程では患畜または疑似患畜確定となると施設を中心に半径1kmの移動制限を設定される（図6）。防疫措置完了した後、施設の消毒1回以上実施後、再開要件について保健所と当所で確認する。防疫措置完了後21日で移動制限を解除される。今回は他県出荷農場の発生想定のため、出荷元農場対応は想定していない。



図7 鳥処理施設を中心とした想定される制限区域

食鳥処理施設を中心とした半径1kmの移動制限区域を設定し、自家用鶏1戸が対象となる（図7）。3km離れた採卵鶏農家1戸。10km離れた肉養鶏農家2戸は今回の制限区域には入らない。

机上防疫演習での確認を踏まえて令和5年10月25日に実地防疫演習を実施した。丹後地域では総合訓練として丹後広域振興局峰山総合庁舎で現地対策本部及び現地対策基地を設置し、食鳥処理施設でスターターチーム初動防疫、前線基地、車両消毒ポイントを実際の時系列に沿って行った。参加者は食鳥処理施設、食鳥検査員、管内4市町、管内2警察署、家畜畜産物衛生指導協会、丹後広域振興局、丹後家畜保健衛生所より58名で実施した。

食鳥処理施設では生体受入施設が最奥にある関係で搬入車両は入口から、計測場を経て移動する（図8）。そのため、最初は入口から最奥まで想定汚染区域となる。また、搬入鶏は計測場通過後、食鳥処理施設の所有に移る。

そのため、入口から奥に向かって消毒を行い、想定汚染区域を狭め、清浄区域を確保した。これにより生鳥区域、清浄区域、生鳥区域外の3つの区域にゾーニングした（図9）。

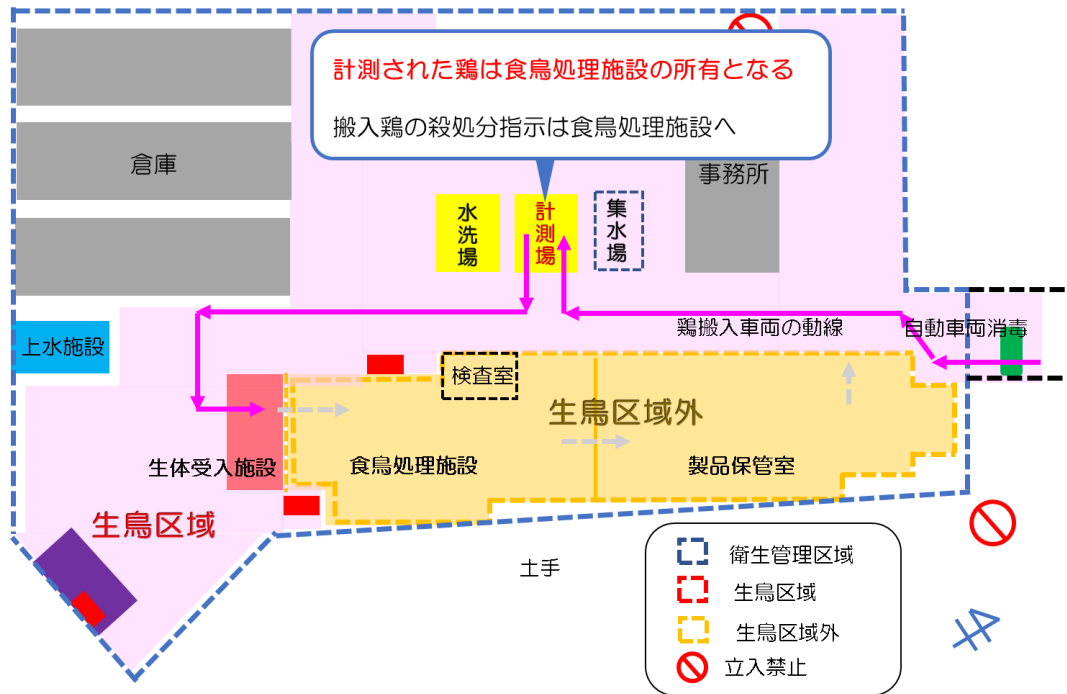


図 8 食鳥処理施設への搬入車両の動線

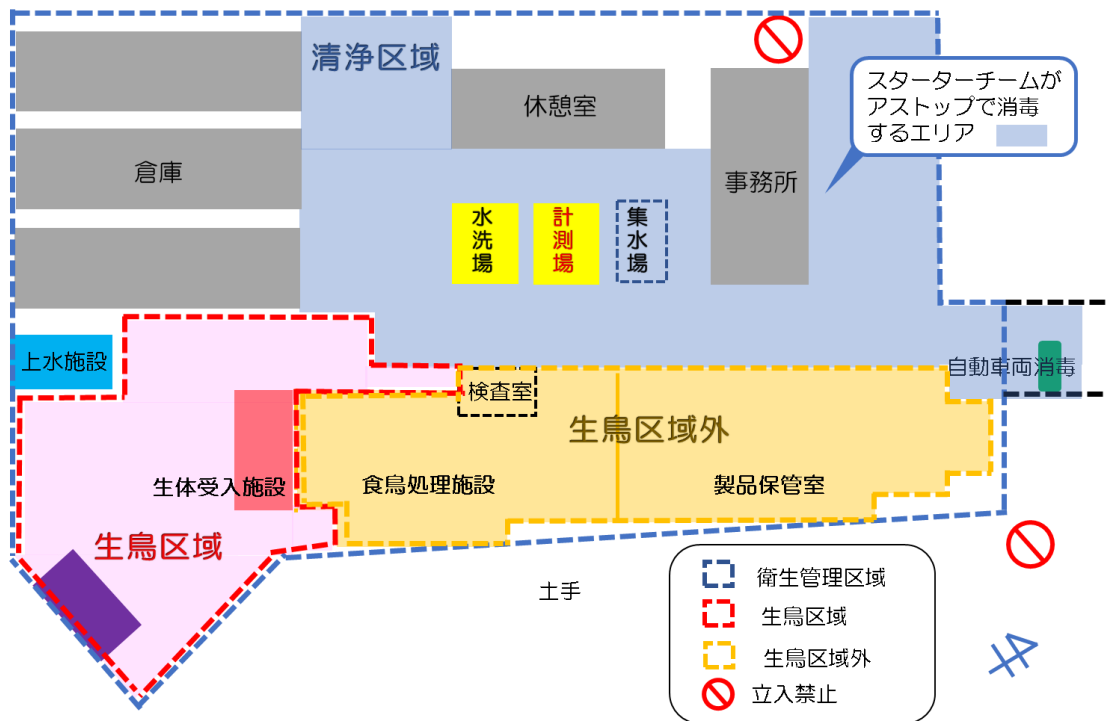


図 9 食鳥処理施設のゾーニング

入口から奥に向けて消毒



防疫資材搬入



ゾーンニングと前線基地設営



立入禁止措置



写真 1

初動防疫措置として、まず、入口から奥に向かって消毒を行う。その後に防疫資材の搬入、ゾーンニングと前線基地設営、立入禁止等の措置を講じる。

横からの図

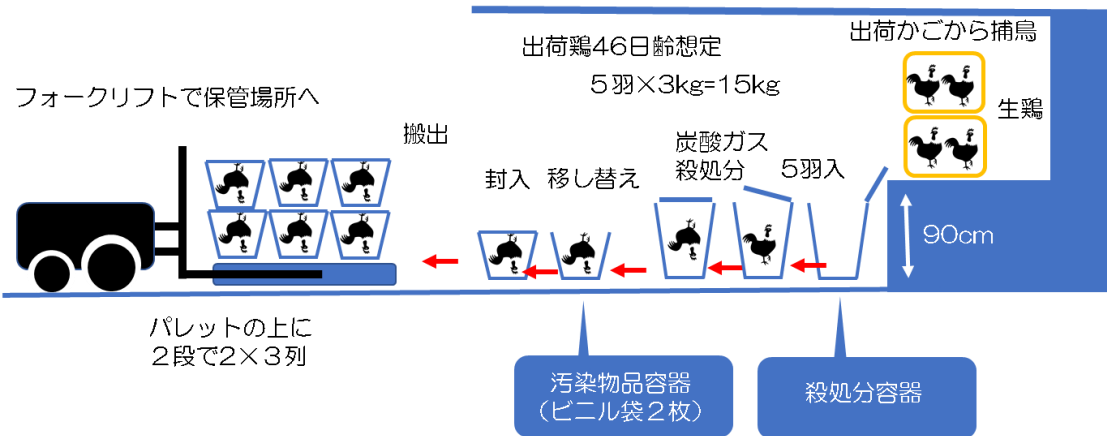


図 1 0 生鳥区域内の想定される殺処分作業



写真 2 生鳥区域内の想定される殺処分作業説明

生鳥区域内での殺処分は生体受入施設で積み上げられているカゴから捕鳥し、生体受入施設下の広いスペースで殺処分を行うことを想定した（図10）。

### 3 まとめ

食鳥処理施設では府外の発生農場からの搬入でタイムラグが生じる可能性がある。一方で、極めて可能性は低いですが、異常鶏が搬入される可能性もある。この2つのリスクに対して、区分保管の状況による防疫措置範囲の変動を想定した対応が必要となる。食鳥処理施設と関係機関がそれぞれの役割を果たすことが重要であり、防疫対応シミュレーションとしてゾーンニング方法、殺処分方法の検討、防疫演習の実施と検証を踏まえて食鳥処理施設における対策マニュアルに反映させた。

### 5 今後の方針

本年度は、管内農場の異常鶏発生と食鳥処理施設の搬入が同日同時となる場合を想定した演習を計画している。